

令和6年度

子ども・子育て支援法に基づく確認監査について 【特定・教育保育施設、特定地域型保育事業者】

令和7年2月

野田市 健康子ども部 子ども保育課

■目次

■監査の概要

指導監査の種類

確認監査の概要

監査における確認事項

令和5年度の実施状況

■令和6年度からの改正

職員配置基準の改正

重要事項の揭示方法の改正

■確認監査における指摘事項事例

重要事項説明

運営規程

重要事項の揭示

自己評価・外部評価

記録の整備

勤務体制の確保

苦情解決

■指導監査の種類

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査
国の根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨及び目的	「認可基準」を満たすことで、保育所・小規模保育事業等を開始できる。	保育所・小規模保育事業等は利用定員を設定し、「確認基準」を満たすことで、 <u>公定価格の給付を受けることができる</u> 。
基準を定めている条例等	野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	保育所等が認可基準を満たしているかを確認します。	特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかを確認します。
監査の実施主体	認可保育所・認定こども園 ➡ 県 小規模保育事業所 ➡ 市	認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所 ➡ 市

児童福祉法に基づき、千葉県が実施している認可基準等に基づく指導監査(以下「施設監査」という。)に加え、子ども・子育て支援法に基づき、野田市が特定教育・保育施設等に対し、給付対象施設としての指導監査(以下「確認監査」という。)及び業務管理体制を整備していることを確認するための検査を実施します。

■監査における主な確認事項

施設監査(都道府県・指定都市・中核市)	確認監査(市町村)
●教育・保育環境の整備に関する事項 ①学級編成及び職員配置の状況 ②認可定員の遵守事項 ③園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④教育・保育を行う期間・時間 ⑤職員の確保・定着促進及び資質向上の取組 (労働条件の改善、研修の計画的実施等) ●教育・保育内容に関する事項 ①教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ②指導計画の作成 ③<u>小学校教育との円滑な接続</u> ④<u>子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携</u> ●健康・安全・給食に関する事項 ①健康の保持増進に関する取組状況 ②事故防止・安全対策に関する取組状況 ③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況 (下線部は施設監査と確認監査で重複する項目)	●利用定員に関する基準 ●運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③<u>小学校との連携</u>、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録の整備 (職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等) ●給付に関する事項 ①地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項

■確認監査の概要

- ・ 確認監査とは、子ども・子育て支援法に基づき行われる指導監査です。市が条例で定める運営に係る基準や手続き等について周知徹底するとともに、過誤不正の防止を図るための指導を行います。
- ・ 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)については、原則として千葉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合同で実施します。
- ・ 特定地域型保育事業(小規模保育事業)については、児童福祉法に基づく指導監査と一体的に実施します。

確認監査の種別	内容	
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市町村が認める場合、設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市町村の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の遵守状況を定期的に確認。
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合。 ②給付費等の請求に不正または著しい不当が認められた場合。	

■令和5年度の監査実施状況

監査結果内訳(実地指導4施設)			
文書指摘	口頭指摘	助言	指摘なし
0	2	1	2

文書指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合(運営管理上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合を含む)が該当します。

➡結果通知後の指定期間内に、改善報告書(改善内容が分かる書類の添付を含む)の提出が必要です。

口頭指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等以外の法令等に違反する場合が該当します。

➡改善報告書の提出は求めませんが、次回監査実施時に改善状況を確認します。

助言

施設運営に資するもの(運営の向上を図るもの)を助言とします。

■令和6年度からの変更事項

(1)職員配置基準の改正

■職員の配置基準が改正されました(令和6年4月より)

	現行	改正後
3歳児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人
4・5歳児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人

①令和6年4月より以下の最低基準が改正(令和6年4月1日)され、満4歳以上児の職員配置基準が30対1から25対1、満3歳以上児の職員配置基準が20対1から15対1となりました。

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号)

②千葉県は、令和6年10月18日に基準条例が改正されました。

③職員の配置状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時は、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる旨の経過措置が設けられています。(やむを得ず保育士等の配置が困難な場合)

■令和6年度からの変更事項

(2)重要事項の掲示方法の改正

■重要事項の掲示方法が改正されました(令和6年4月より)

現行	改正後
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示する <u>とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供しなければならない。

重要事項の掲示は、①・②の両方を実施する必要があります。

①施設内の掲示 ②インターネット等への掲載

※園のホームページに掲載、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)に掲載 等

■事例① 重要事項の内容が不十分

【指摘事項例】重要事項説明書の記載内容に不足や誤りがある。

記載が必要な事項の不足や誤りがないように、整備してください。(条例第5条)

■重要事項説明書(保護者に交付する文書)に最低限記載が必要な事項

重要事項説明書に記載が必要な事項		具体的な記載内容
1	施設・事業所の運営に関すること	運営方針、提供する教育・保育の内容、教育・保育を提供する時間、利用定員等
2	職員の勤務体制	職員の職種及び員数
3	利用者負担	保護者から徴収する費用の種類(特定負担額(上乗せ徴収)、実費徴収)
4	連携施設に関すること (※特定地域型保育事業者のみ)	連携施設の種類、名称、連携内容の概要

重要事項説明書の記載内容と運営規程の記載内容は必ず齟齬がないようにしてください。

■(補足)重要事項の説明と同意

■重要事項説明書の交付方法

- ・保護者に交付する文書の名称や体裁は問いません。
(例:『重要事項説明書』や『入園のしおり』等)
- ・電子データにより交付することも可能です。
(但し、電子データにより交付する場合には、事前に保護者の承諾を得ること)
- ・**頻繁に内容の変更が生じる事項については、別紙により交付することも可能です。**
(例:保護者から徴収する費用については、金額の変動が生じるため、別紙の案内文書を交付する等)

■保護者の同意

- ・口頭又は文書により重要事項説明に対する同意を得てください。
(入園前の説明会等で重要事項の説明を行い、口頭による同意を得る場合、出席者の記録等を整備し、同意を得た記録の整備に努めてください。)
- ・説明した重要事項の内容に変更が生じた場合には、変更内容について改めて説明を行い、同意を得てください。

■事例② 運営規定の記載が不十分

【指摘事項例】運営規程の記載内容に不足や誤りがある。

■運営規定は市条例に基づき、記載しなくてはならない事項が定められています。
次の項目を全て運営規定に記載するように整備してください。(条例第20条)

運営規程に記載が必要な事項	
1	施設の目的及び運営の方針
2	提供する特定教育・保育の内容
3	職員の職種、員数及び職務の内容
4	特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びにその提供を行わない日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)
5	教育・保育給付認定保護者から支払を受ける利用者負担額等の種類、支払を求める理由及びその額
6	特定教育・保育施設の種別に応じた小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
7	特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項
8	緊急時等における対応方法
9	非常災害対策
10	虐待の防止のための措置に関する事項

■(補足)運営規程の記載例等

■施設・事業の状況により内容が変動が生じる可能性のある事項は、頻繁に変更手続を行わずに済むよう、下記のように記載することが出来ます。

運営規程に記載が必要な事項と記載例	
3	職員の職種、員数及び職務の内容 ➡「保育士○人以上※入所児童数に応じて、認可基準上必要な保育士を常に配置する」といった記載も可 記載例:「保育士 ○人(常勤○人、非常勤○人)」 ➡ 「保育士 ○人以上」
5	保護者から支払を受ける利用者負担額等の種類、支払を求める理由及びその額 ➡運営規程及び重要事項説明書に全て記載してください。徴収する品目・理由・金額を具体的に記載してください。物価の変動等によって徴収額に変動が生じるものは、<u>運営規程上では具体的な金額ではなく「実費」と記載することも可。</u> 記載例:「〇〇代 □□円」 ➡ 「〇〇代 実費」

■事例③ 重要事項の掲示

【指摘事項例】重要事項の掲示を行っていない。

重要事項を掲示してください。(条例第23条)

■施設の見やすい場所(入口付近、受付、玄関スペース等)に、下記の事項が記載された文書(重要事項説明書等)を掲示または配架、掲示する等の対応を行ってください。

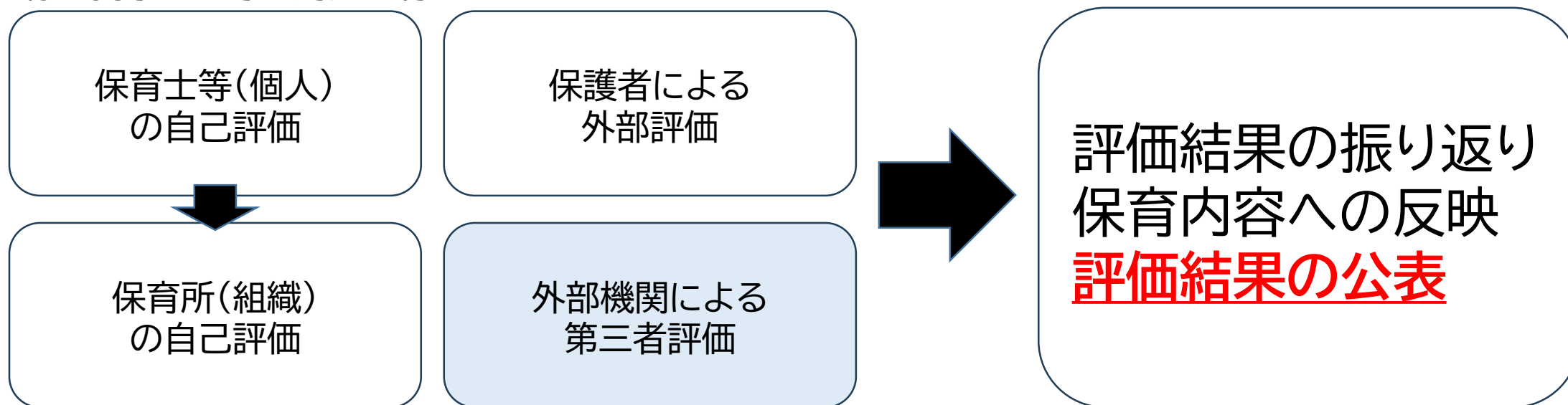
掲示が必要な重要事項		具体的な内容
1	施設・事業所の運営に関すること	運営方針、提供する教育・保育の内容、教育・保育を提供する時間、利用定員等
2	職員の勤務体制	職員の職種及び員数
3	利用者負担	保護者から徴収する費用の種類(特定負担額(上乗せ徴収)、実費徴収)
4	連携施設に関すること (※特定地域型保育事業者のみ)	連携施設の種類、名称、連携内容の概要

■事例④ 自己評価・外部評価

【指摘事項例】自己評価・外部評価を実施していない。

自己評価及び外部評価を実施し、その結果の公表に努めてください。(条例第16条)

■自己評価及び外部評価を実施し、改善に努めることに加え、結果の公表に努めてください。
公表に当たっては、施設の見やすい場所(入口付近、受付、玄関スペース等)に、重要事項説明書等と同様に掲示する等の対応を行ってください。



自己評価に関する詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(こども家庭庁(厚生労働省))をご確認ください。

■事例⑤ 記録の整備

【指摘事項例】特定教育・保育等の提供に関する記録を保存していない。

特定教育・保育等の提供に関する記録について、完結の日から5年間保存してください。(条例第34条)

文書名等	保存年限
保育計画	5年
保育日誌等	5年
保護者が不正に給付を受給していることを市へ報告した際の記録	5年
苦情の内容等	5年
事故の状況、事故に際して採った処置	5年

(参考)その他の保存すべき記録

文書名等	保存年限
保育要録	6年(小学校卒業まで)
認定こども園の指導要録	20年
労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類	3年
雇用保険に関する書類(雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿)	2年(4年)
健康保険・厚生年金に関する書類	2年

■事例⑥ 適切な職員の勤務体制の確保

【指摘事項例】基本分単価に含まれる配置基準を満たす保育士数を確保していない。

公定価格上の配置基準を下回らないよう、必要な職員を確保してください。

■保育士の休憩時間を考慮した上で、配置基準を満たす職員配置を行ってください。

■公定価格上の配置基準（例：保育所 一部抜粋）

職種	配置基準
施設長	1人
保育士	以下の合計。 ・年齢別配置4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1・2歳児6人につき1人、0歳児3人につき1人 ・利用定員が90人以下の施設については1人 ・保育標準時間認定子どもが利用する施設については1人 ・非常勤保育士

■（補足）公定価格の加算と配置基準

■保育士配置数に、施設長や主任保育士専任加算を受けている主任保育士を含むことはできません。

- ・施設長の専従

施設長の専従要件は、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者」です。施設長が早番や遅番など必要保育士数の1人として配置されている場合は、施設長の職務に専念しているとは言えません。

■3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算を受ける場合、加算の要件に準じた職員配置基準を満たす必要があります。

- ・3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算

それぞれ、3歳児の配置基準を15人につき1人、4歳以上児の配置基準を25人につき1人としている場合に加算することを要件とします。それぞれ、配置基準として、3歳児を20人ではなく15人として、4歳以上児を30人ではなく、25人として計算して算定された必要職員数以上となる必要があります。

■事例⑦ 苦情解決

【指摘事項例】苦情の内容等を記録していなかった。

利用者等から苦情を受けた際は、苦情の内容等を記録してください。

■以下の内容等について、適切に記録してください。

- ・ 苦情の内容
- ・ 苦情申出人の要望
- ・ 苦情に対して、施設・事業所がとった対応 など

■市から連絡した苦情の内容についても、記録をしてください。

(市へ利用者等からの苦情が入った場合は、施設長等に事実確認のための連絡をします。)

ご視聴いただきありがとうございました。

■確認報告(兼出席確認)を回答いただきますようお願いいたします。

開催通知に記載のURLまたはQRコードで回答サイトにアクセスいただき、報告確認(兼出席確認)の回答をお願いします。

また、本内容への質疑・ご意見につきましては、回答サイト上に質疑・ご意見の記載欄を設けておりますので、質疑やご意見等ございましたら、ご記入いただきますようお願いいたします。

※アクセス方法等が不明の場合は、お手数ですが、個別にご相談ください。

【回答期限】 令和7年3月21日(金)まで

資料は野田市HPにも掲載しています。

【URL】

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1027289.html>

